



2019年11月11日

各位

会社名 株式会社 岩手銀行
代表者名 取締役頭取 田口 幸雄
(コード番号 8345 東証第一部)
問合せ先 常務取締役総合企画部長
佐々木 泰司
(TEL 019-623-1111)

自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ

株式会社岩手銀行（頭取 田口 幸雄）は、2019年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。下記のとおり、具体的な取得方法について決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日（2019年11月11日）の終値（最終特別気配を含む）3,065円で、2019年11月12日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない）。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2. 取引に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	230,000株

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われな
い可能性がある。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行う。

3. 取得結果の公表

2019年11月12日午前8時45分の取引時間終了後に取得結果を公表する。

(ご参考)

自己株式取得に関する決議内容（2019年11月8日公表分）

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	330,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.84%）
(3) 株式の取得価額の総額	1,000,000,000円（上限）
(4) 取得期間	2019年11月12日～2020年3月13日
(5) 取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）を含む市場買付け

（注）市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性がある。

以 上